

宮城県高等学校写真連盟規約

1 (名称)

本連盟は、宮城県高等学校写真連盟と称する。

2 (目的)

本連盟は、宮城県高等学校における写真部活動の健全な発展と文化活動に寄与することを目的とする。

3 (組織)

- (1) 本連盟は、宮城県高等学校の写真活動に関わる生徒及び職員で構成する。
- (2) 本連盟は別途に定めるところにより、次の地区組織を置く。

4 (事業)

本連盟は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 宮城県高等学校文化連盟写真専門部の主催する行事の主管、運営。
- (2) 技術講習会、写真展などの開催
- (3) 写真集の発行
- (4) 高等学校間における写真活動の交流。
- (5) その他必要な事業

5 (役員)

本連盟に次の役員を置く。その任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- (1) 会長(1名) 副会長(2名)

本連盟の会長は常任委員会において推戴し、本連盟を代表し会務を総括する。

- (2) 地区選出常任委員

仙台地区3名、仙南、塩釜・石巻、大崎、栗原・登米、本吉地区各1名

地区選出常任委員は各地区を代表し本連盟の目的達成に必要な事項について企画し、運営にあたる。

仙台地区3名、その他の各地区1名の代表による地区選出常任委員と、会長の指名により選出される会長指名常任委員によって構成される。

- (3) 事務局長(1名)

事務局長は委員の中より互選し、会務を執行する。ただし必要に応じて事務局次長(若干名)を置くことができる。

- (4) 実行委員(若干名)

必要に応じて、行事・事業などの計画・運営に携わる実行委員を置くことができる。

- (5) 会計(1名)

会計は連盟の会長が委嘱する。

- (6) 監事(2名)

監事は(委員会→)総会において選出し、会計を監督する。

- (7) 会長指名常任委員(若干名)

会長は必要に応じて、会長指名常任委員を任命することができる。

6 (生徒委員)

本連盟は各地区に生徒委員を置くことができる。

- (1) 委員長(1名)

委員の中より互選し、生徒委員会を代表する。

(2) 副委員長(2名)

委員の中より互選し、生徒委員長を補佐する。

(3) 生徒委員(若干名)

地区の加盟校の生徒の中から互選し、常任委員の指導のもとに事業の円滑な実施に当たる。

7 (会議)

本連盟に次の会議を置く。

(1) 総会 (2) 常任委員会 (3) 地区会議 (4) 生徒委員会

(1) 総会

(開催) 総会は年1回開催する。ただし必要に応じて随時開催する。

(構成) 総会は加盟団体で構成する。

総会の成立は委任状を含め、過半数の出席により成立し、議決は過半数で決する。

(審議) 本連盟は総会において次の事項を審議する。

- ① 予算及び決算に関すること。
- ② 事業計画及び事業報告に関すること。
- ③ 本連盟の規約に関すること。
- ④ 役員を選任に関すること。
- ⑤ その他本連盟の運営に必要な事項。

(2) 常任委員会

常任委員会は随時開催し、会長、副会長、事務局長、常任委員及び会計を持って組織する。なお必要に応じて実行委員等を含め、拡大委員会を開催することができる。

※ 急を要する場合は常任委員会をもって総会に代えることができる。

※ この職務は次の通りとする。

- ① 事業の企画運営に関すること。
- ② 予算の編成及び運用に関すること。
- ③ 規約、細則に関すること。
- ④ 総会に提出する議案に関すること。
- ⑤ 年度途中の加盟について。
- ⑥ 総会から委託された事項。
- ⑦ 高写連の運営に関わる調査・研究
- ⑧ その他必要な事項。

(3) 地区会議

本連盟は各地区に地区会議を置く。地区会議は地区選出の常任委員が総括する。地区会議は地区の事業を企画運営する。

(4) 生徒委員会

各地区に生徒委員会を置くことができる。

8 (事務局)

本連盟の事務局は会長指定の学校に置く。

9 (会計)

- (1) 本連盟の経費は、連盟費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- (2) 本連盟の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

10 (規約改正)

この規約は、総会の議決によらなければ変更することはできない。

11 [細則]

本連盟の運営に関する細則は委員会が定める。

12 [施行]

当規約は平成4年2月18日より施行する。

第1回規約改正は、平成7年5月9日より施行する。

第2回規約改正は、平成8年5月8日より施行する。

第3回規約改正は、平成11年5月6日より施行する。

第4回規約改正は、平成12年5月6日より施行する。

第5回規約改正は、平成15年5月6日より施行する。

第6回規約改正は、平成20年5月16日より施行する。

第7回規約改正は、平成26年5月23日より施行する。

13 [付則]

- (1) 宮城県高等学校写真連盟は、宮城県高等学校文化連盟写真専門部の業務を行う。
- (2) 宮城県高等学校文化連盟写真専門部長は、宮城県高等学校写真連盟会長が兼務する。
- (3) 宮城県高等学校文化連盟写真専門副部長は、宮城県高等学校写真連盟副会長が兼務する。
- (4) 宮城県高等学校文化連盟理事は、宮城県高等学校写真連盟事務局長が兼務する。
- (5) 宮城県高等学校文化連盟からの交付金は、宮城県高等学校写真連盟会計で運用する。

細則

1 宮城県高等学校写真連盟の運営方針

- (1) お互いに競い合うことなく、部員、顧問の写真技術育成や写真部の運営方針など多方面において共に助け合える組織を目指す。
- (2) 地域に貢献する共通の目標を持ち、これに各校の力を結集できる組織をめざす。
- (3) 高等学校における写真活動を技術や芸術としてではなく、運営方法や部員間の人間関係の育成など、部活動として取り組んでいく組織を目指す。

2 地区割り

本規約3項2に基づく地区割りは、以下の通りとする。

- ①仙南 ②仙台 ③塩釜・石巻 ④大崎 ⑤栗原・登米 ⑥本吉